

岩手県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第123条第3項の規定による通知について、通知を受けるべき土地の所有者の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年4月3日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 通知すべき書面

金浜地区海岸改修工事及び二級河川津軽石川水系津軽石川改修工事（左岸：岩手県宮古市津軽石第2地割地内、右岸：岩手県宮古市赤前第8地割地内）に伴う緊急使用許可事件に係る緊急使用許可通知書

2 通知を受けるべき土地の所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名	備考
宮古市大字赤前第11地割4番地7	盛合 政雄	3の土地の地番1番10、1番11、1番12、1番13、149番9及び149番10の所有者
新潟県佐渡郡新穂村大字北方529の1	盛合 信夫	3の土地の地番1番10、1番11、1番12及び1番13の所有者
千葉県千葉市検見川町2丁目1820番地	長洞 廣美	3の土地の地番1番10、1番11、1番12、1番13、149番9及び149番10の所有者

3 使用する土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	使用する土地の面積	実地の状況
宮古市津軽石第2地割	1番10	原野	1,050㎡	1,050.04㎡	1,050.04㎡	原野
	1番11	原野	3.87㎡	3.87㎡	3.87㎡	原野
	1番12	原野	127㎡	127.77㎡	127.77㎡	原野
	1番13	原野	29㎡	29.85㎡	29.85㎡	原野
	149番9	原野	2,894㎡	2,894.71㎡	2,894.71㎡	原野
	149番10	原野	1,219㎡	1,219.84㎡	1,219.84㎡	原野

4 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成27年4月24日をもって通知があったものとみなされます。